各地で定期大会を開

## 自由同和会中央本部機関紙 URL:http://jiyuudouwakai.jp E-mail:liberal@jiyuudouwakai.jp

#### 第246号

行 所 自由同和会中央本部 発 東京都千代田区 〒 102 -0093 平河町 2-3-2 TEL 03-5275-3641 FAX03-5275-3642

編集発行人 平河 秀樹

日 年 4 回 (6・9・12・3 月) 行 1部500円(送料別) 定 年間 2,000 円 (送料込)

三菱東京UFJ銀行麹町中央支店 振 (普) 0366528

座 名 自由同和会中央本部事務局 平河秀樹

では、福田 後 1 において開催した。 ホテルクラウンパレス北九州 リテルら北九州市内の (、第35回大会を6月25日午 **岡県本部**(会長 JE4)

するー 牧明楽さんが、 ティーとは」 -大会では、 ーLGBでが、「性的で 7 で記念講演をさ Tを理解 でイノリ

オ2

### 本 部と関東ブロ ッ

進法に私の夢を託して」幸治さんが、「LGBTBT理解増進会代表理恵 において開催した。から千代田区内の一5年度大会を6月29 - 度大会を6月29日午後2.長 川上高幸)では、今. じて」 B T 星 事法 養会 の理が人 解增内 L B 館 時和ク

れつ別田民

ノ<sub>10</sub> 仁 プ日し

の人権施策ーその経緯と今後の一大会では、法政大学法学部教大会では、法政大学法学部教が、「自治体の人権が、「自治体が、」において開催した。 後1時 さ課の授れ題人の 大阪 との 時から大阪市内の「シティ第38回大会を7月2日午収府本部(会長 畑中幸司) テー 7 で記念講

テル」において開催した。から岐阜市内の「岐阜グランドホでは、第2四総会を7月6日正午では、第2回総会を7月6日正午では、第2回総会を7月6日正午

2時から京都市内の「京都ホテでは、第38回大会を7月7日午! クラ」に お いて開 躍した。 兵衞

熊本県本部(会長 福本弘二)熊本県本部(会長 福本弘二)がいて」のテーマで記念講演をさいて、第35回大会を7月22日午後では、第35回大会を7月22日午後では、第35回大会を7月22日午後では、第35回大会を7月22日午後では、第35回大会を7月22日午後では、第35回大会を7月22日午後では、第35回大会を7月22日午後では、第35回大会を7月22日午後では、第35回大会を7月22日午後では、第35回大会を7月22日午後

3日午後2時から宮崎市内の「では、令和5年度研修大会を9宮崎県本部(会長 長友一馬 市 民プラザ」 お 催 した。宮月 馬

するまでのA が、本年の6 が、本年の6

6月16日に

BT理解増進法」

0 成

経

崎

演をされた。

ホ午

後

テーマで記念講演をされた。実現は身近な気付きから」保忠智さんが、「人権尊重社員で南九州短期大学名誉教授員で南九州短期大学名誉教授 社授園 لح 会の評

のの佐議

#### 今号の内容

都府県関係

令和5年度運動方針  $\cdots 2P \sim 6P$ (前号からの続き)

# 令和5年度幹部研修会・ 定期中央省庁要請行 動

所 時 11 民党本部8F 月22日(水) 午後2時 大ホー 5 4 時

場 日

か中 らワンクリックでご覧いただけます。 継を行います。 本 幹部研: 修会会も この生中継の視聴は中央本部 開会から閉会までを YouTube において完全生 0 ホ A ~ |

#### 令和5年度運動方針(前号第245号からの続き)

#### 1. 住環境整備

住環境整備については、近隣地域との差異がないかを点検しつつも、高齢者・障害者・妊娠している女性・子どもなど、ハンディキャップがある人たちが自由に社会に参加できる活力ある地域にするため、バリアフリーは当然のこととして、ユニバーサルデザインの用具をも活用する「人権のまちづくり」を視野に入れた取り組みを展開し、ノーマライゼーションを達成する。

バリアフリーの基準としては、介助がない車イスでどこへでも自由に、安心・安全・ 快適に移動できるものとする。

バリアフリーについては、「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の促進に関する法律」(通称、ハートビル法)と「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律」(通称、交通バリアフリー法)を統合した新法「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」(通称、バリアフリー新法)が、施行されているので、この「バリアフリー新法」と平成28年の4月から施行される「障害者差別解消法」を積極的に活用してバリアフリーの建築物を増やしていく。

老朽化した改良住宅・公営住宅の建替えを行う際については、空き家の集約化を図り、集約化で空いた土地を民間に払い下げるなど、空き地の有効活用で混住化を促進する。

また、定期借地権などを活用して持ち家化を考慮しつつも、払い下げを積極的に求めて、これを機会に「人権のまちづくり」を具現化する総合計画の策定を市町村に求めていく。

改良住宅・公営住宅の空き家がある場合には、混住化を促進するためにも、一般公募制度を活用し、また、若年層の流入を促すために、就学前の子どもを持つ世帯とか新婚家庭や妊婦については優先入居(国土交通省も子育て世帯の優先入居を拡大する方針)や割引の導入などの工夫を凝らして空き家をなくしていくとともに、高齢者の孤立死を防止する手立てを講じるよう、市町村に要求していく。

なお、公営・改良住宅の入居者の選定や管理を、未だに地区の自治会や同和運動団体の役員に任せていることは、不正行為や混住化を妨げる温床になることから、公営・改良住宅の管理・運営を市町村が行うよう、市町村に強く要請していく。

批判の対象になっている改良住宅・公営住宅の家賃については、応能応益制度を取り入れ、暫時、見直しを進めていくことになっているが、応能応益制度を取り入れていない市町村には、早急に制度を取り入れ、家賃の見直しをするよう要求していくとともに、家賃の滞納を市町村と協議しながら早急に改善していく。

地域の拠点である隣保館については、「部落差別解消法」が成立したことで運営費の削減や廃止は当分の間回避できるものと思われるが、これを機会にあらゆる差別や虐待などの人権侵害や生活困窮者等が相談でき、また、広く市民も利用できる公的施設にすることで交流が生まれ、また、同和対策で住環境が改善された同和地区を眺めることで、旧同和地区の心象を変えていくことにもなるので、障害のある人もない人も利用し易い施設にするために、厚労省の改修費補助を積極的に活用してバリアフリー化をも進めていく。

また、指定管理者制度を活用して、管理者になりうる学習を行い、活性化を図ることも考慮する。

#### 2. 産業基盤の確立と就労対策

旧同和関係事業者は零細で、かつ、建築・土木関係業者が極めて多いという特定の業種に偏った特有性をもっているので、公共事業が年々減少していくような状況で基盤を確立することは非常に困難ではあるが、合理化や近代化を促進するとともに、生き残りのため共同化や協業化を進めていく。

業種転換する場合には、政府が中小・零細業者向けセーフティーネットとして実施し

ている各種融資制度の有効活用や各省庁のホームページで最新の情報等を有効利用するとともに、都道府県や市町村と協議しながら、きめ細かな指導をしていく。

未就労者に関しては、ハローワークを最大限活用するとともに、規制の緩和により都道府県も就労の斡旋ができるようになったことと、現在、様々な雇用対策が実施されているので都道府県と連携を図り、未就労をなくしていく。

平成27年4月から「生活困窮者自立支援制度」が始まっているので、この制度を積極的に活用していく。

また、専門性を取得するために職業訓練や研修・講座などを有効活用し、就労を確保していく。特に、世界でも類のない高齢化社会に進んでいることで、介護福祉士やホームへルパーが不足しているため、求人の需要が非常に高くなっていることから資格の取得を奨励していく。

農林漁業者については、付加価値の高いものに移行するとともに、ブランド化を目指し、インターネットを活用して消費者との直販や販売店との直取引など販路の拡大を図っていく。このことは、畜産、園芸でも同様であり、漁業については、養殖なども検討していく。

なお、本格的に導入された「指定管理者制度」では、すべての公共施設を指定管理者に管理をさせることになっているので、隣保館なども対象になることから、各都府県本部で設置しているNPO法人の実情に合った公共施設の指定管理者になり、雇用の促進ができるよう、都道府県・市町村と協議していく。

いずれにしても、最新の情報を得るため中央本部は各省庁と、都府県本部は都府県と緊密な連携を図り、会員に最新の情報の伝達や相談を行うため、都府県本部内に相談業務を確立していく。

また、就職差別をなくし、安定した雇用を確保するため、厚生労働省が100名以上の従業者を有する企業に設置を求めている「公正採用選考人権啓発推進員」との連携を深めていくと同時に、障害者の雇用をも促進するため、法定雇用率(常用労働者が43.5人以上の民間企業は2.3%)を下回る企業については、特に積極的に雇用するよう求めていくが、抜本的に就職差別をなくすため、ILO第111号条約の「雇用及び職業における差別に関する条約」を批准し、国内法を整備するよう厚生労働省に求めていく。

#### 3. 教育•啓発

教育・啓発については、既に「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」が制定されており、国においては基本計画も策定実施されているが、「部落差別解消法」の成立から、この2つの法律を有効活用し、すべての都道府県、すべての市町村に、この基本計画の策定と実施を強く求めていくと同時に、現状に即した内容になっていない場合には見直しを強く求めていく。

また、基本計画には企業の役割も明記されていることから、厚生労働省が100名以上の従業員を有する企業に設置を求めている「公正採用選考人権啓発推進員」との連携を深め、企業内の人権研修の充実に努めていくとともに、未設置の企業には、推進員の設置を求めていく。

高等学校の授業料の無償化は、平成26年度からは所得制限(年収約910万円)が取り入れられ、国公私立を問わず、高校等の授業料の支援として、年額118,800円(月額9,900円)が就学支援金として支給される制度に変更され、私立高校の場合には、令和2年4月からは世帯の年収590万未満は年額39万6,000円が支給され実質無償化になる。

大学・短期大学・専門学校の奨学金は、令和2年4月から新制度になり、授業料の免除・減額と給付が本格的に始まったが、住民税非課税世帯及びそれに準ずる世帯(世帯年収約380万円未満)になっているので、対象者を増やすため世帯年収の引き上げを要請する。(令和6年度からは、扶養する子どもが3人以上いる「多子世帯」や理工農系の学生も対象になる予定だが年収は未定)

#### 給付型奨学金の支給月額

区 分		自宅通学	自宅外通学
大学・短期大学・専門学校	国公立	29, 200 円 (33, 300 円)	66, 700 円
	私立	38, 300 円 (42, 500 円)	75, 800 円
高等専門学校	国公立	17,500 円 (25,800 円)	34, 200 円
同等导门子仪	私立	26,700円(35,000円)	43, 300 円

※カッコ内は生活保護世帯で自宅から通学する人及び指導養護施設等から通学する人

授業料の免除・減額の上限(年額)

	国り	文 立 立	私立	
	入学金	授業料	入学金	授業料
大 学	約 28 万円	約 54 万円	約 26 万円	約 70 万円
短期大学	約 17 万円	約 39 万円	約 25 万円	約 62 万円
高等専門学校	約8万円	約 23 万円	約 13 万円	約 70 万円
専門学校	約7万円	約 17 万円	約 16 万円	約 59 万円

以上はいずれも上限額で世帯収入によって、 $\sim 270$  万円は上限額、 $\sim 300$  万円は上限額の 2/3、 $\sim 380$  万円は上限額の 1/3 になる。

日本学生支援機構の貸与型の奨学金はこれまでと同様に、学力基準(住民税非課税世帯は学力基準実質的に撤廃)がある第1種(無利息)と、学力基準がない第2種(利息付)とがあり、第2種の場合は毎月貸与する金額が、2万円~12万円(1万円刻み)と選択できるようになっているが、令和5年度予算要求では、授業料等減免・給付型奨学金5,311億円、無利子2,957億円(503,000人)、有利子5,949億円(693,000人)になっている。

なお、給付型奨学金は第1種の奨学金との併用は可能になっている。

また、1種・2種の奨学金と合わせて、入学の時に必要な資金として、入学時特別増額も、10万円・20万円・30万円・40万円・50万円と、借りることができる。

日本学生支援機構の奨学金とは別に、国の教育ローン(日本政策金融公庫)は、利息は高いが350万円まで借りることができる。

また、市区町村の社会福祉協議会でも、低所得世帯を対象に生活福祉資金貸付制度 として教育支援資金があり、就学支度費が50万円以内、教育支援費が大学で月額6万 5千円以内、短期大学等で月額6万円以内を無利息で借りることができる。

これら奨学資金制度を活用し、大学・短期大学の進学率の向上を図っていくと同時に、 所得の格差で教育の格差が生じないよう、大阪市が実施している塾代補助である「教 育バウチャー制度」を文部科学省に求めていく。

なお、低所得で奨学金の返済ができず滞納者が増加していることから、「所得連動返還型制度」や「返還免除規定」の導入を求めていたが、平成24年度からは「所得連動返還型無利子奨学金」(第1種)が導入され、平成29年度からは「新たな所得連動返還型奨学金」(猶予年限特例)が導入されたが、これは第1種(無利子)の奨学金のみが対象で第2種(有利子)の奨学金は対象外なので、第2種(有利子)の奨学金も導入するよう要請していく。

新たな返済方法として、「年収300万円以上」に達した段階で返済が始まる「出世払い」方式が検討されているので実現を求めて要請していく。

平成20年3月に「人権教育の指導方法の在り方について」(第3次とりまとめ)が、 平成21年10月には「人権教育の推進に関する取組状況の調査結果について」が文部 科学省でまとめられ、各学校に配布されていることから、その実施を求めていくが、 その際には、カリキュラムには最大限の関心を持ち、人権教育が計画的に実施される よう働きかける。

また、導入することに賛否が分かれている学校選択制度については、旧同和関係者 が多数在籍する学校を敬遠するなど、解決しつつある同和問題を逆行させる可能性と、 これまでの学校と地域の一体性が瓦解し、児童生徒が減少する地域は崩壊する可能性 もあることから、導入には断固として反対していく。

なお、近年各地で始められた小・中一貫教育については、「学校教育法」が改正され 平成 28 年 4 月から施行された。その学校の名称は「義務教育学校」になることから、 旧同和関係者が多数在籍する学校を、「義務教育学校」にし、交流を深めて同和問題の 解決に繋げていく。

未だに、児童・生徒の人権を侵害する教師の体罰や差別言動が少なからず発生して いることから、教職員に対する人権研修の徹底をも求めていく。

#### 4. 人権侵害の処理及び被害者の救済

国家行政組織法の第3条委員会としての「人権委員会」が創設されるまでは、平成 15年の3月に20年ぶりに改正された「人権侵犯事件調査処理規程」での対応になるが、 差別での泣き寝入りは絶対にさせないとの強い気持ちで、「人権侵犯事件調査処理規程」 を有効に活用して救済を図っていく。

多発する学校でのいじめ問題を始めとする様々な人権問題に対処するため、平成25 年度からは全国の法務局に、企画担当委員として人権擁護委員が常勤する人権擁護体 制の強化が図られているので、積極的に人権救済を行っていく。

また、「人権擁護法案」と「人権委員会設置法案」のいずれもが、言論や表現の自由 を規制するものだとの批判が巻き起こり、結果的に成立に漕ぎ着けないでいるので、 国民の支持が得られるようにするため、法案に記述する人権侵害の定義を誰もが分か り易いものに見直す作業を開始する。

インターネットの人権侵害については、匿名の場合が多いことから発信者を特定す るためには2度の裁判が必要であったが、令和3年4月に「プロバイダ責任制限法」 が改正され、令和4年 10 月から新たな裁判手続きが創設され、1 度の裁判で発信者の 特定ができるようになったため活用を検討する。

また、インターネットの人権侵害については、総務省に設置されている有識者会議が、 問題のある投稿の迅速な削除に向けた手続きを創設する検討に入り、裁判をしないで トラブルを速やかに解決する「裁判外紛争解決手続き」(ADR)の活用を視野に入れた 議論を行い、夏ごろをめどに報告書が出される予定だが、日本新聞協会から「法規制 の導入は表現の自由を脅かし、正当な言論活動を委縮させかねず、引き続き慎重な検 討が必要とする意見が表明されているので、注視しながら見守りたい。

インターネットの誹謗・中傷対策の強化として、現行の侮辱罪の法定刑は「拘留(30 日未満)または科料(1万円未満)」だが、「1年以下の懲役・禁固または30万円以下 の罰金」にする厳罰化と公訴時効も1年から3年に延ばすことで、名誉棄損罪の「3 年以内の懲役もしくは禁固または 50 万円以下の罰金」に近づけた刑法の改正案が、令 和4年6月 13 日に成立したので活用していく。

#### さいごに

最近は、人権問題の解決に最も大事なコミュニケーションを阻害し、アメリカ社会 のような分断や対立を生む、過度なポリティカル・コレクトネス(政治的な正しさ、 略して「ポリコレ」)やマイクロアグレッション(あからさまではなく無自覚な差別) を運動の中核に取り入れていく動きがあるが、行き過ぎた「ポリコレ」やマイクロア グレッションは、寛容で多様な考えや価値観を否定する窮屈な社会となり、人権問題 への理解よりも関与を避ける逆の効果でしかない。

国の内外で企業活動での人権の尊重の高まりを受け、国連の「ビジネスと人権に関 する指導原則」に基づき、持続可能な開発目標(SDGs)の実現に向けた取組の一つと位 置付けた国内行動計画(令和2年~令和7年)「ビジネスと人権」が策定されているので、

会員企業や取引先(サプライチェーン)も含めた企業に徹底した人権の尊重を指導していく。

特に「人権デュー・ディリジェンス」(人権侵害に関わるリスクを評価し、コントロールすること)の観点からも理解が必要な、LGB-T(性的マイノリティ)の問題については、万人に公平・平等で接しなければならない公務員が、オフレコで自分の嫌悪感を述べたことで、大きな問題に発展し、職を追われたが、好き嫌いまで言えない社会は暗黒である。

先ごろ、SDGs の観点から食糧危機に備えるとして昆虫食、中でも食用コオロギが話題になったが、気持ち悪く生理的に受け付けず食することができないとする声に、コオロギを差別するなとの声が出始めた。

嫌なものは嫌で、何でもかんでも差別と言えば相手が屈服すると思っている愚か者が多いのも困ったものだが、このような風潮を作ってしまったのは、私どもの運動にその要因の一端があることは率直に認めなければならない。大いに反省すべきである。

「LGBT 関連法」が成立すれば、身体は男で心は女のトランス女性が女湯に入ってくるとネットを騒がしているが、確かに、おちんちんブラブラで女湯や更衣室への入場、或いは、女子トイレなどの女性スペースの使用について、女性が恐怖感を抱くのは自然なことで、女児や女性の安心で安全な暮らしを守らなければならないことは当然であり、女性の人権を蔑ろにするようなことは止めなければならない。

このような手術をせずに戸籍上の性別と違う性別での性自認(自称)は断じて受け 入れられず、温泉文化日本を尊重すべきである。

私どもが LGB-T と表記しているように、LGB と T に分けて問題を整理すれば理解し易くなる。LGB(レズ、ゲイ、バイセクシャル)の問題としては、同性での結婚であるし、T(トランスジェンダー)の問題としては、手術を行わずに戸籍上の性別を変更することであろう。

LGBの人達がTを加えることで問題を複雑にし、あえて分かりづらくさせて社会を混乱させることで、市民権を得ようとしている意図が透けて見えるが、現状ではまさしくその思惑通りに世界は動いている。

同性での婚姻については、自衛隊については9条の解釈憲法だと批判しているにもかかわらず、婚姻に関しては憲法24条には「両性の合意」と記載してあるものを、同性の婚姻を拒否、妨げるものではないと解釈憲法に持ち込もようとしている。

まさにご都合主義、ダブルスタンダードの典型であり、裏口ではなく正面から堂々と憲法改正に臨むべきで、安易に姑息な手段での解釈憲法でお茶を濁すべきではない。いずれにしても、混乱に歯止めをかけるためにも、LGBT 理解増進会が提唱するカミングアウトをしなくても当事者が何の障壁もなく社会生活が営める社会の実現を図るべく、自由民主党が作成した「LGBT 理解増進法案」の一日も早い成立を期して、ガイドラインを早急に作成する事を強く求めていく。

日本は昔から同性愛者には寛容な民族であるが、世界では、同性愛者を犯罪とみなす法律がある国が存在する。虹色ダイバーシティの調査によれば、令和4年7月現在で、死刑が12ヵ国、禁固刑10年~終身が27ヵ国、禁固刑10年未満または刑罰不確定が31ヵ国、法による制限が18か国の合計88ヵ国になる。

人権上の関係で犯罪とする国が少なくなったと言っても88ヵ国も存在するのは、宗教上のことが要因であろうが、安心で住み易い社会をつくるため、「LGBT理解増進法案」の早期成立に全面的に協力するとともに、積極的に教育・啓発を進めて行く。

併せて、人権侵害の被害者を簡易・迅速・柔軟に救済を図る目的の「人権委員会」の設置を中心にする新たな内容の「人権擁護法案」が成立できるよう自由同和会の総力を挙げて取り組むものとする。